

沖縄県レンタカー事業者燃料支援事業 事務処理マニュアル

文化観光スポーツ部観光振興課

補助事業者

- 沖縄県レンタカー事業者送迎バス燃料支援事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付対象となる事業者は、道路運送法第 80 条第 1 項に定める自家用自動車有償貸渡業の許可を受けている事業者で、沖縄県内に本社又は営業所を有するレンタカー事業者とします。
- 補助金の交付申請書を提出する場合は、許可書の写しの提出をお願いします。

補助事業

- 本事業における補助の対象となる事業は、空港とレンタカーの貸出を行う事業所の区間内を、送迎バス（送迎に利用するバス以外の車両を含む。以下同じ）により運行する事業です。
- ただし、那覇空港までの送迎バスの運行は、沖縄県レンタカー協会が許可書（那覇空港のりば（中の島）許可書）を発行している事業者による運行や那覇空港事務所の空港管理規則に違反しない利用（レンタカー返却後、空港まで送る場合の運行など）のみ、補助金の対象とします。
- 上記に違反する場合は、不適当な運行に該当し、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
- また、離島空港についても、空港とレンタカーの貸出を行う事業所の区間内を、送迎バスにより運行する場合は、補助金の対象となります。

補助対象経費

- 補助の対象となる経費は、令和 4 年 4 月から令和 4 年 9 月末（令和 4 年度第 1 期）と令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月末（令和 4 年度第 2 期）及び令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月末（令和 5 年度第 1 期）までの期間中において、空港とレンタカーの貸出を行う事業所の区間内を送迎バスにより運行する場合に必要な燃料に要する費用です。
- そのため、送迎バスの運行のために使用した燃料について、燃料価格や使用量が分かるような資料（レシート等）を保管のうえ、補助事業の完了後に当該資料（レシート等）の提出が必要となりますので、ご注意ください。

補助金額

- 交付する補助金は、令和3年度における燃料価格（物価高騰前）と令和4年度における燃料価格（物価高騰後）の差額に令和4年4月から令和4年9月末（令和4年度第1期）又は令和4年10月から令和5年3月末（令和4年度第2期）及び令和5年4月から令和5年9月末（令和5年度第1期）までの燃料使用量を乗じた額となります。

※物価高騰前と物価高騰後の燃料価格の差額とは、前年同月の燃料価格（消費税を除く。以下同じ）と比較した差額とします。（令和4年度第1期）

※ただし、令和4年度第2期及び令和5年度第1期については、燃油価格・物価高騰の影響が令和3年10月頃から始まっていることを鑑み、令和3年度の上半期（令和3年4月から令和3年9月までの平均）の燃料価格と比較した差額とします。

- ただし、補助金の上限額（令和4年度の第1期及び第2期、令和5年度第1期の合計額）は、補助事業者が保有するレンタカー台数に、5,000円を乗じた額となりますので、ご注意ください。

補助金の算定方法

- 物価高騰分に係る燃料費に対する補助金の算定は、以下のとおりです。

<算定方法>

令和3年上半期の燃料価格（当該月の平均）	100円/ℓ…①
令和4年10月の燃料価格（当該月の平均）	130円/ℓ…②
令和4年10月の使用量（燃料を入れた量）	3,000ℓ …③

$$(130 \text{ 円/ℓ} - 100 \text{ 円/ℓ} = 30 \text{ 円/ℓ}) \times 3,000 \text{ ℓ} = 90,000 \text{ 円}$$

- 燃料価格は、レンタカー事業者が当該月に支出した燃料価格が必要となりますので、各レンタカー事業者において、補助金の交付申請にあたり、燃料価格の算出の準備をお願いします。

補助金の交付申請の期限

- 補助金の交付申請は、下記の期限内に申請をお願いします。

<令和4年度第2期>

運行期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

申請期限：~~令和5年5月31日まで~~

令和5年7月31日まで（再延長）

<令和5年度第1期>

運行期間：令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

申請期限：令和5年8月31日まで

沖縄貸レンタカー事業者送迎バス燃料支援事業Q & A

問1 燃料価格の平均は、毎月算出する必要がありますでしょうか。

- 本事業は、原油価格・物価高騰対策として、レンタカー事業者が運行する送迎バスの燃料のうち、物価高騰分を支援するものであります。
- そのため、物価高騰前と物価高騰後の燃料価格を把握する必要があることから、令和3年度及び令和4年度における各月の燃料価格の算出をお願いします。(令和4年度第1期)
- 令和4年度第2期及び令和5年度第1期については、燃油価格・物価高騰の影響が令和3年10月頃から始まっていることを鑑み、令和3年度の上半期(令和3年4月から令和3年9月までの平均)の燃料価格と比較した差額とします。
- また、令和4年10月以降の燃料価格(事業者が支出した燃料価格：税抜き価格)の算出方法は、事業者において、当該月で支出した燃料価格(燃料を入れる日で価格が異なることから、任意の日の燃料価格)として差し支えありませんが、軽油とガソリンは別で算出して下さい。
- また、燃料について、単価契約をしているレンタカー事業者においては、当該単価契約をしている価格を平均とします。

問2 燃料価格や使用量が分からない場合、どうしたらよいでしょうか。

- 本事業の事業完了後は、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、実績報告書の提出が必要となります。
- 実績報告書の提出にあたり、物価高騰前と物価高騰後の燃料価格の確認が必要であり、また、燃料の使用量が分かる資料も必要となりますので、レシート等を大切に保管のうえ、写しの提出をお願いします。
- なお、レシート等が無く、燃料価格や使用量が分からない場合は、補助金の対象外となりますので、ご留意下さい。

問3 補助金交付申請額について、令和5年度第1期は見込みでも大丈夫で

しょうか。

- 補助金の交付申請の期限は令和5年8月31日までとなっていますので、9月分に限らず、整理が出来ていない月分について見込みでも構いません。
- ただし、実績報告書を提出する時は、燃料価格や使用量の実績を整理のうえ、提出をお願いします。

問4 補助金の上限額の意味を教えてください。

- レンタカー事業者が運行する送迎バスについては、保有するバスの台数のほか、運行回数、運行距離が異なるなど、各レンタカー事業者において、事情が異なります。
- そのため、レンタカー事業者の事業規模に応じ、補助金の上限額を設けることが適切と考え、各レンタカー事業者の保有台数に着目し、補助金の上限額を設定することにしました。
- なお、レンタカーの保有台数については、令和4年度において、沖縄県から自動車税を課税された台数のほか、リースで保有している台数（令和4年4月現在）なども対象となりますので、補助金の交付申請を行う場合は、課税された台数やリース台数等が分かる資料の提供もお願いします。

問5 補助金の交付申請書の提出は、郵送が必要ですか。

- 補助金の交付申請書の提出については、郵送又はメールで申請をお願いします。
- なお、交付申請書の誤字等の確認があるため、交付申請書の準備が出来たレンタカー事業者については、まずはメールで提出して下さい。
- 郵送する住所、メールアドレス、必要な様式等については、沖縄県観光振興課のHPから確認をお願いします。

問6 補助金は、いつ支払われるのでしょうか。

- 補助金については、補助事業を実施し、補助事業の完了後、実績報告書を

提出のうえ、沖縄県において実績を確認し、交付すべき補助金を確定させる必要があります。

- その後、補助事業者からの請求書に基づき、補助金を支給することになりますので、実績報告書に必要な燃料価格、使用量などについては、こまめに整理をお願いいたします。

問7 送迎バスの運行をバス会社に委託している場合、補助金の対象となりますでしょうか。

- 本事業は、燃油価格・物価高騰対策として実施していることから、令和4年度の送迎バスの委託料について、令和3年度の委託料から見直しを行い、送迎バスを運行するバス会社に物価高騰に相当する費用を支出している場合は、補助金の対象とします。
- ただし、補助金の交付額は、委託料の額で算定するのではなく、送迎バスを運行するバス会社における令和3年度及び令和4年度における各月の燃料価格（平均）の算出を行い、燃料価格の差額に使用量を乗じた金額となりますので、ご注意ください。

問8 令和4年度から送迎バスの運行を始めた場合、令和3年度の燃料価格を持ち合わせていないため、補助金の対象となりますでしょうか。

- 令和4年度から送迎バスを始めたレンタカー事業者においては、令和3年度の燃料価格を、下記のとおり、資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査における軽油価格やレギュラー価格の各月の平均を算出とし、物価高騰分（令和4年度と令和3年度の燃料価格の差額）に対し、使用量を乗じた額を補助金とします。

<石油製品価格調査（資源エネルギー庁）給油所小売価格調査>

・軽油価格（消費税含む）

令和3年4月5日	134.8円/ℓ	令和3年4月12日	133.4円/ℓ
令和3年4月19日	135.3円/ℓ	令和3年4月26日	135.4円/ℓ
令和3年5月10日	135.6円/ℓ	令和3年5月17日	135.9円/ℓ
令和3年5月24日	136.9円/ℓ	令和3年5月31日	137.2円/ℓ
令和3年6月7日	137.4円/ℓ	令和3年6月14日	138.7円/ℓ
令和3年6月21日	139.9円/ℓ	令和3年6月28日	141.4円/ℓ
令和3年7月5日	142.1円/ℓ	令和3年7月12日	143.7円/ℓ

令和3年7月19日	144.2円/ℓ	令和3年7月26日	143.9円/ℓ
令和3年8月2日	145.0円/ℓ	令和3年8月10日	144.3円/ℓ
令和3年8月16日	144.0円/ℓ	令和3年8月23日	143.9円/ℓ
令和3年8月30日	143.5円/ℓ		
令和3年9月6日	143.0円/ℓ	令和3年9月13日	143.8円/ℓ
令和3年9月21日	143.4円/ℓ	令和3年9月27日	143.3円/ℓ

・レギュラー価格（消費税含む）

令和3年4月5日	154.4円/ℓ	令和3年4月12日	154.2円/ℓ
令和3年4月19日	155.5円/ℓ	令和3年4月26日	154.9円/ℓ
令和3年5月10日	155.2円/ℓ	令和3年5月17日	155.3円/ℓ
令和3年5月24日	156.3円/ℓ	令和3年5月31日	156.5円/ℓ
令和3年6月7日	156.8円/ℓ	令和3年6月14日	158.1円/ℓ
令和3年6月21日	159.6円/ℓ	令和3年6月28日	160.5円/ℓ
令和3年7月5日	161.8円/ℓ	令和3年7月12日	163.6円/ℓ
令和3年7月19日	164.4円/ℓ	令和3年7月26日	164.0円/ℓ
令和3年8月2日	165.0円/ℓ	令和3年8月10日	163.9円/ℓ
令和3年8月16日	164.2円/ℓ	令和3年8月23日	163.7円/ℓ
令和3年8月30日	163.1円/ℓ		
令和3年9月6日	162.9円/ℓ	令和3年9月13日	164.2円/ℓ
令和3年9月21日	163.4円/ℓ	令和3年9月27日	163.8円/ℓ

- なお、令和3年度までは自社で直営による送迎バスを運行していたが、令和4年度からバス会社に運行を委託した場合は、問7のとおり、補助の対象となります。

問9 燃料を給油所で入れているのではなく、自社で燃料を入れている場合の燃料価格はどのように算出したらよいでしょうか。

- 燃料を給油所ではなく自社で入れている場合は、燃料の仕入れ価格を燃料価格（消費税除く）としますので、令和3年度及び令和4年度の各月の仕入れ価格の平均を算出のうえ、物価高騰分（令和4年度と令和3年度の燃料価格の差額）に対し、使用量を乗じた額を補助金とします。

問10 送迎バスについて、沖縄本島と離島の両方で運行している場合、燃料価格はどのように算出したらよいでしょうか。

- 沖縄本島と離島では燃料価格は異なることから、燃料価格の算定（平均）や実施計画書又は利用実績書の作成は、沖縄本島分と離島分は分けて記載をお願いします。